

エコネット

2009年11月1日

第186号

藤沢環境運動市民連絡会議

(略称 藤沢エコネット)



- 主 事
な 記
事
- ・村岡地区まちづくり計画説明会
 - ・地産地消を条例化により推進
 - ・武田問題で鎌倉市へ要望書提出ほか
 - ・ゴミ有料化裁判の判決結果
 - ・藤沢市リサイクルセンター計画

事務局〒252-0816 藤沢市遠藤849-9 青柳

☎/FAX 0466-87-4922(夜間のみ)

<http://comcom.jca.apc.org/econet/>

藤沢ごみ有料化裁判判決について

藤沢市を被告として、諏訪、渡辺、小林の3氏が、有料袋を使用しなくても市が家庭ごみを収集する義務があるとの訴えに対し、H21年10月14日、横浜地方裁判所より、原告の請求を棄却する旨、判決が出された。

今回の裁判は、藤沢市の条例が、①地方自治法227条の特定の者からの手数料条項違反、②廃掃法第6条の市の収集・運搬・処理義務条項に違反し、無効であることを訴えたものであるが、裁判所はいずれも違法であるとはいえないとの理由で棄却したものである。裁判所の判断理由は、本来、市民はごみの自家処理義務があり(事業系のごみと同等扱い)、これを行わない市民のごみを市が処分してあげるのだから、有料ごみ袋を使用させることによって特定の者からの手数料の徴収が出来るというものである。

裁判所の判断の問題点は、①廃掃法には市民に対して分別、保管の協力義務を定めているが、これを市が行うべき義務的行政事務である収集・運搬・処分まで負担を負わせる事を適法としていること、②、廃掃法は自家処理は容易に出来る物を、「なるべく自ら処分するように」ときわめて限定的に捉えているに対し、判決は事業系ごみと同等に市民の自家処理義務を位置づけ手数料が取れると判示していること、③有料袋を使わなければ収集しないと強要しながら有料袋を使ってごみを出した者が特定の者と判断できるとし、地方自治法227条違反に当たらないとこじつけた判決になっていること、④さらに、こうした行為は自治事務は憲法で保障されている裁量権にあたる、と憲法まで持ち出して手数料の徴収を適法だとしている点である。

こうした判決に対し、TKC ローライブラリー社の速報判例解説で、上智大学の北村教授は、「本件判決が、原告と藤沢市だけにとどまらず、広く実施されている一般ごみ政策に大混乱を与えるため、裁判所はかなり苦しい論理構成を迫られたのではないかと。実務に与える影響の大きさを考えて、形式的論理の操作で何とか「適法」というゴールにたどりついたようにもみえる。」と述べている。つまり、学識経験者からみても、今回の判決は、市を勝たせるというゴールを決めた判決となっていると見ているのである。

横浜地裁の不当判決に対し、10月27日、原告は東京高裁に控訴した。控訴審では、ごみ行政に混乱を与えないようにと、原告の訴えを棄却した1審判決の矛盾点、論理の飛躍、憲法まで持ち出した不当性を広く内外に訴え、勝利判決を勝ち取って行きたいと思いますので、今後とも皆様のご支援をよろしくお願いします。

(藤沢ごみ有料化裁判 原告 小林 麻須男)

地産地消……条例化により推進

藤沢市地産地消の推進に関する条例が、今年9月議会で可決されました。

食への関心の向上のため及び、農作物の自給率向上や温暖化防止のためにも必要なことと思いますので抜粋で紹介します。

~~~~~

わが藤沢市は、古代から東西に人々が頻繁に往来し、江戸時代には藤沢宿として賑わい、今も往時の絵巻や浮世絵の中に、全国から遊行寺や江の島に詣でる人々の活気あふれる姿を偲ぶことができる。

いつの時代も人々が集い賑わうところには、必ず食とそれに係わる農業が栄え、まちが形成されてきた。

近年においては、経済成長とともに食の質と量の充実が追求され、また交通や技術の発達により国内のみならず、遠く地球の裏側からも食材が運ばれてくるようになり、大量消費時代の日本人の多種多様な食のニーズに応えてきた。

しかしながら、昨今、環境や食料自給率、食の安全といった人の生存に係わる深刻な問題が浮き彫りにされるようになった。それらの問題の解決策のひとつとして「身近な生産者を支援し、顔の見える生産者の生産物を食卓に」という切実な声が年々高まってきている。

これらの声に応えるためにも、本市の農水産業の振興を図るとともに、安全で安心な食を市民の食卓に提供する必要がある。市内の食品製造、販売、飲食など食に係わる者が率先して市内農水産物を用い、さらには、学校給食、生涯学習、福祉分野などあらゆる場に「食育」を推し進めていくことは、古来、自然の恵みや食に係わる多くの人々に感謝して人が生命をつないできたという美しい心を思い起こすことにつながる。

食を通して「もの」と「こころ」ともに真に豊かな地域社会を創造するため、生産者と消費者の架け橋となる地産地消の推進を図る必要によりこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地産地消の推進に関する基本理念を定め、市、生産者、消費者及び事業者の役割を明らかにし、安全で安心な農水産物等の安定した生産及び供給並びに食育との連携を図ることにより、本市の特色ある農水産業の持続的な発展及び健康的で豊かな市民生活の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(中略)

(基本理念)

第3条 地産地消の推進は、市、生産者、消費者及び事業者が連携し、本市の農水産業及び農水産物等に関する情報を共有することにより、互いの立場を理解して、信頼関係を構築し、協力しながら行うものとする。

2 地産地消の推進は、市内農水産物等の生産から販売までの過程において、安全で安心な農水産物等を消費者に提供できるように努めることにより、本市の農水産業の振興が図られるよう行うものとする。

3 地産地消の推進は、本市の農水産業に関する良好な景観、自然環境等の地域資源を活用することにより、農水産業の活性化及び都市との共存が図られるよう行うものとする。

4 地産地消の推進は市民一人ひとりに食の重要性が理解されるとともに、健康的で豊かな食生活の維持向上が図られるよう行うものとする。 (以下中略)

(市の施設における市内農水産物等の優先利用)

第10条 市は学校、保育所その他の市の施設において給食その他の食の提供を行うときは、市内農水産物等を優先的に使用するよう努めるものとする。(中略)

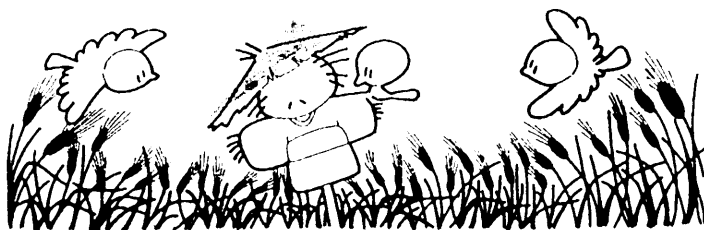
(食育との連携)

第12条 市は、地産地消の推進に当たっては、市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、家庭、学校、地域等における食育の推進のために必要な施策との連携を図り、効果的に実施するものとする。(中略)

(推進組織)

第14条 市は、地産地消の推進に資するため、藤沢市地産地消推進協議会を置く。

(以下省略)



## 緊急に買った市民農園

### コミュニティー活動用地の謎

市民農園のためにわざわざ土地を買ったのか？

善行地区の、ある個人の土地を計画がなかったのに市民農園のため、藤沢市土地公社は一億円で購入したとの新聞記事が10月にありました。

市長陳情が出ると「緊急」そして「必要」だとされて買うことになった？

これからも市長に陳情すれば土地を買ってもらえるのでしょうか？

しかも地元善行の関係者と市長が直接会ってくれたようですが、いつもそうなののでしょうか？ 不思議なことばかりです。

市街化区域内農地と記載されていますが、ほんとうに市民が使いやすい場所なのか？ 農園に最適な場所として選ばれているのでしょうか？

雑木林に囲まれている、道路の舗装整備も必要で事業費もかさむとの記事。

今、どうしても善行に農園が必要とは思えないですね。

一億円以上も市民農園に市民の税金を使うより、保育園や特別養護老人ホーム、介護施設などを増やすことに力を入れて欲しいです。

今、市民は手数料、利用料、保険料、税金の負担が押しつけられ、苦しい生活です。緊急な事態になっているのは市民の生活です。市民が望んでいるのは暮らしを助ける税金の使い方ではないのでしょうか。

(寄稿)

## 安全って、本当ですか?? - 武田薬品研究所建設問題 -

### ○鎌倉市に武田薬品の実験動物焼却炉設置規制へ要望書を提出

9月24日、鎌倉市の周辺住民らは鎌倉市長および環境部長宛てに要望書を提出した。

武田薬品の新研究所計画によれば、敷地内に設置が進められている実験動物死骸を専用に焼却する炉（計2基）の能力は、1日に6時間操業で1.8トン/日であり、（1時間当たり100m<sup>3</sup>の都市ガスを用い、動物を1時間に300kg処分する。）体重60kgの大人に換算すると30人/日に見合う焼却能力であって、人口数十万の都市が必要する火葬場の炉能力に相当するものと推定される。

多くの市民が、動物実験が行われ、多量の動物が焼却処分されることを精神的な苦痛と受け止めている。

また、子どもらへの精神衛生上の悪影響と、焼却施設の煙突から出る排気を空気と共に吸い続け、体内に蓄積されたら、子どもらの生命をやがて脅かすのではないかと不安を感じている。

このような「動物の大規模な焼却施設」に、人の火葬場の立地条件「その境界線と人家、学校等との最短距離が300m」以上であるべきとする神奈川県条例や、「公衆衛生の見地」（関係法令）に準じ、何らかの立地規制と衛生上の規制が求められるべきと考える。

鎌倉市は、本件動物焼却施設の設置問題について、慎重な上にも慎重なご検討するよう、また、武田薬品に対して、計画取り消しに向けた行政指導を求める。

（近隣住民 連絡先 湘南の環境を守る会 福岡秀治）

### ○神奈川県公害審査会へ署名 4917筆提出

武田研究所建設問題は「医薬品研究所大気汚染被害防止等調停申請事件」（平成21年（調）第3号事件）として、神奈川県公害審査会で取り上げられ、7月27日、第1回調停が開催されました。審査会会長と武田薬品社長宛に、人口密集地に「バイオ公害対策」不十分として、建設中止と計画見直しを求めて近隣内外から集めた署名2557筆を、審査会会長に提出しました。武田薬品へは、同筆だけ集まっていることを報告しました。審査会委員も武田薬品側も積み上げられた署名に注目しました。続いて10月の第2回調停には、2360筆の署名を追加提出し、合計4917筆になり、多くの人たちが不安を感じ、安全対策を求めている事を訴えました。皆様のご協力に大変感謝し、引き続き、署名のご協力をお願い致します。

### ○藤沢市への住民訴訟第1回口頭弁論開かれる

武田薬品研究所用下水道管敷設費用違法支出差止請求住民訴訟事件の第1回口頭弁論が、10月19日、横浜地方裁判所で開かれた。

裁判長北澤章功、右裁判官西森政一、左裁判官向井志穂、被告席には藤沢市の川端

和治弁護士 1 人、原告席には中込泰子、宮田学両弁護士、大山正雄、小林麻須男他 3 名が並んだ。藤沢市から答弁書が原告に 10 月 13 日に届き、それに対して、当日、原告の大山正雄氏、小林麻須男氏から陳述を行った。

藤沢市の答弁書では、

原告らの請求を棄却すると答弁。藤沢市と武田薬品が平成 20 年 12 月に締結した協議書第 4 条 1 項で武田薬品の排水を下水道本管に接続することに同意したことは、(住民との) 基本協定に反するものではなく、違法ではないから否認する。その主張を要約すると、

1. 公共下水道の設置は下水道法の目的を達成するために行うものであり、手続きに瑕疵はなく、公共下水道への供用が開始されれば区域内の排水設備を設置しなければならない、下水道法では、公共下水道の利用強制を定めている。
2. 基本協定は公害防止のために締結されたものであり、武田薬品の排水は、カルタヘナ法等関係法規遵守で放流されるので、下水処理場で処理可能な排水であるから、基本協定に反していない。また、工場排水は受け入れないのであるが、武田薬品は平成 18 年 3 月 1 日に「特定工場廃止届」を提出して工場廃止をしている。研究所は工場ではないから「工場排水」を排出しないので基本協定の対象ではない。また、武田薬品研究所には生産工程がないから、事業者協定にも適用しない。

#### 口頭弁論

原告大山正雄氏は、周辺住民が、当初計画の境川流域広域下水処理場建設反対運動を昭和 50 年から展開したこと、公害防止のために工場排水は受け入れないと市が周辺住民と基本協定を昭和 53 年に結んでやっとな昭和 55 年に、藤沢市の東部地域のみを対象とする大清水浄化センター建設に着手できたこと等を陳述した。

原告小林氏は、誘致の段階から武田薬品は、藤沢市の下水道に排出できると考えていたこと、その後下水道課との話し合いで、武田薬品の 4300m<sup>3</sup>は受け入れず、2000m<sup>3</sup>のみ受け入れることになり、2009 年度予算が計上された。これは武田排水受入れのための工事であることは明白である。武田薬品の排水は薬品実験開発工場の生産工程をもつ工場排水である。武田薬品排水は遺伝子組み換え新生物、実験動物に接種される病原体、化学薬品等危険なバイオ排水であり海外でも事故が起きていること等を陳述した。

西森政一右裁判官から質問があり、この裁判は協定書違反の法違反を争うのか、バイオの危険性による公共下水道受入れ違法を争うのか、という意味のもので、次回までに原告が文書を用意することになった。

次回は 12 月 9 日(水) 10 : 30 横浜地方裁判所で争われる。

(青柳節子)

## 村岡地区まちづくり計画（素案）説明会に参加して

10月4日、藤沢市都市整備部都市整備課は「村岡まちづくり計画」をスライドを使用しつつまちづくりの目標としては「歴史・環境をつなぎ、活力と魅力に満ちた環境先進都市」を目指すとのことでした。

昭和60年国鉄湘南貨物駅の廃止にともない地元自治会より新駅設置の請願が市議会に提出されたが、平成5年には住民からの反対陳情により「白紙撤回」となりしばらく足踏み状態でしたが、平成13年に地元組織から「村岡新駅を中心としたまちづくり基本構想」が市長に提言され、平成18年に武田薬品工業跡地への同社新研究所の開設が決定となり急ピッチで行政を中心に進められています。

神奈川県インベストメント計画により大企業誘致を県民の税金により武田薬品が研究所を建設することとなった。はたしてこのような県の大企業誘致の政策が正しいものか検証する必要があるのではないのでしょうか？

説明を聞いてもこの新駅は本当に地元の要望により進められたものでしょうか？駅としても京浜東北線（根岸線）終点の駅を大船から藤沢に移すならおおむね理解できる範囲かと思いますが、大掛かりな地域開発を描くためどうしても本線である東海道線を止める必要があったのではないのでしょうか。

武田の新研究所の誘致にあたり何らかの約束があったのではないかと考えるのは考えすぎでしょうか？

説明会では武田薬品の新研究所の建設が既成事実として計画に織り込み済みでありましたが、これは行政としてあまりにも短絡的また世の流れをみていないということではないのでしょうか。

この研究所は現在排水の問題で「住民訴訟」が起こされています。住民の安心・安全が地方自治体の一丁目一番地であることは論を待たないところです。排水ばかりか排気についても武田はフィルターを通し問題ないといっているようですが、住民に対し安全である旨の説明はなく「信用してほしい」といっているのが現実です。水俣病はじめ公害の問題は数十年のタームで考えなくてはならない問題です。今後この駅が「公害駅」として万が一にも呼ばれることがないように、また将来に禍根を残さないためにも、慎重にすすめるべきと考えます。

このまちづくり計画は歴史・環境等に配慮したまちづくりをうたい文句にしているのに、このような新研究所が低層住宅・一般住宅密集地に隣接して位置することは異常なことであり、また「誘致駅」とのことで市民は大きな負担を強いられることになります。

国政においては、自民党政権の崩壊により民主党を中心とした政権が誕生し、税金の使い道の順序や、不要・不急なものを精査により後回しあるいは削除がさげばれているところです。後期高齢者医療制度の廃止、障害者自立の名目で立法された自立支援法の廃止が急務であり、このような事にこそ藤沢市や鎌倉市でも具体化の予算の配分が必要ではないのでしょうか。

（五月 仁太郎）



## 藤沢市リサイクルセンター（仮称）の計画

市内から出される不燃ゴミ、大型ゴミの処理施設、ビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装等の中間処理を行う資源化施設を更新するため、総合的な資源循環施設をつくるという案が出されました。ゴミ処理の広域化計画に基づき藤沢地域のリサイクルセンターとして位置づけています。

＊ 基本理念 ～一人ひとりの行動がうみだす循環型都市～

「あなたの努力が未来の藤沢市をつくります」

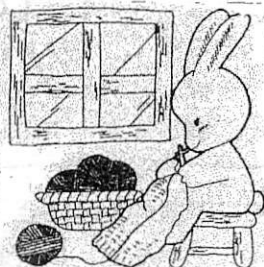
この基本理念を実現し、循環型社会の形成を促進するためリサイクルセンターの整備運営を検討しています。

### ＊ 施設の概要

＊ 破碎施設… 70.5 t/日 不燃ゴミ、大型ゴミ、大型可燃ゴミの処理  
(既存施設：95 t/日)

＊ 資源化施設… 61.5 t/日 (既存施設：49 t/日)

|              |          |
|--------------|----------|
| ・紙類のストックヤード  | 4.5 t/日  |
| ・ビン類         | 15.5 t/日 |
| ・カン、金属類      | 10.0 t/日 |
| ・ペットボトル      | 7.0 t/日  |
| ・プラスチック製容器包装 | 24.5 t/日 |



### ＊ リサイクルセンターの各施設の役割

- ① 破碎処理施設 不燃、大型、大型可燃ゴミ等の破碎、資源物の回収
- ② 資源化施設 資源物の選別・圧縮・梱包等中間処理、資源物の保管
- ③ 環境啓発施設 リサイクル展示場 体験型の環境教育の提供

### ＊ 事業手法の計画

破碎施設はDBO方式（設計・施工・運営方式で北部環境事業所で実績ある）

資源化施設・環境啓発施設はDBM方式（設計・施工・補修）

市は資金を出し、民間事業者が条件にあった方法で契約し、設計・施工・運営等を実施。

＊ 総費用… 88億円で国県が約27億円 地方債51億円 環境基金から約9億円です。

＊ 施設の場所… 桐原町23-1 現在建設資材のリサイクルセンターを含む場所です。

＊ 時期 平成21年11月 特定事業の選定  
平成21年12月 公告・募集要項の公表  
平成22年 9月 契約・設計・施工着手  
平成25年 3月 竣工

◎ゴミを減らし、地球環境にやさしい藤沢市、88億円も使う、このような大規模な施設が必要でしょうか？

現在委託している資源化施設はどうして使えないのか？

生ごみの堆肥化施設の案はどうなったの？

横須賀市に平成13年にできた施設は、220 t処理し、超大規模です。見本に描いているのでしょうか？ 市民工房・展示センターの賑わいは無いようです。

## 生ごみ堆肥化事業10周年記念講演会

藤沢小学校の地域で取り組んだ堆肥化事業

実践報告と生ごみ投入者、有機野菜作り堆肥利用者、学校給食現場から、藤沢市生ごみ処理の方向性など10年間続けた堆肥づくりのお話をします

さつまいものお菓子、生ごみ堆肥のプレゼントあります！

とき 11月14日(土) 13:30~15:30

ところ 藤沢市役所7階第3会議室

主催 藤沢小学校生ごみ堆肥化事業運営協議会 ☎ 25-1111(内線)5113



## リサイクルきものフェア

和服 帯 端布 和装小物の販売、リメイク作品の展示販売

とき 11月10日(火) 10:00-15:30 (混雑が予想されます)

ところ かながわ県民センター1F展示場

主催 ファイバー・リサイクル・ネットワーク

☎ 045-710-6507

## 武田問題対策連絡会

11月13日(金) 18:30~ 市民活動推進センター

主催 武田問題対策連絡会連絡先 080-5099-4264

武田問題住民訴訟(口頭弁論) 12月9日(水) 10時から

横浜地方裁判所 傍聴をお願いします 連絡先 080-5099-4264



## 学習会 自然エネルギーの可能性~地域から日本を変える~

講師 飯田哲也氏(環境エネルギー政策研究所長) 参加費 無料

11月28日(土) 13:30~15:30 藤沢市役所 職員会館3階会議室

主催 藤沢市放射能測定器運営協議会 ☎ 43-4778 田熊

## 藤沢エコネットお知らせ

学習会 低炭素都市藤沢をめざして「藤沢市の温暖化防止対策の現状と将来」

11月28日(土) 10:00-12:00 市民活動推進センター

講師 藤沢市環境都市政策課職員 資料代300円

学習会予定 12月12日(土) 10:00-12:00 市民活動推進センター

「店舗配送に伴う環境負荷について」

会員募集→会費3000円 振込口座は→郵便局へ→00240-9-46501 藤沢エコネット

次回事務局会議 11月18日(水) 17:30~ 市民活動推進センターにて

《編集後記》秋の夕日に照る山もみじ…♪、くちずさみたくなるようなこの頃、信州での車窓から見たこがね色の田んぼがすばらしかった。田園風景っていいなあ。藤沢でもケヤキ並木が色づき始め日本の四季を感じる。はからずも地産地消の条例ができ、地場の野菜が手に入るのか？ 野菜や魚を売るための施設もあちこちにできるのかなど心配なことはある。

(H)